

令和5年9月29日

第 10 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和5年9月29日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 751～754号室

### 付議事項

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 非農地証明について

第4号 非農地判断について

### 出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
5番 横段 登	6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝
9番 今井 満	10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志	12番 岡本 亮二
13番 島田 徹幸	14番 大道 正孝	15番 竹内 誠	16番 新田 隆次
17番 石田 尚則	18番 神藤 敦美	19番 北村 正次	

### 事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 庭月野主査 藤並主任 根本主事

（午後2時）

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第10回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、5番 横段委員、6番 高本委員を指名します。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、令和5年度第1回農地集積会議・第2回地区会についてですが、ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広石内3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は320㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：5番 横段です。申請地は、石内の国道沿いにあります。写真にあります赤い線の内側で、写真に写っている家の隣が譲受人の自宅です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、広石内4丁目〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は1,077㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜及び果樹を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：5番 横段です。申請の事由は譲渡人が遠方に居住し、耕作困難となり売却するもので

す。譲受人は76歳ですが、まだまだお元気で耕作意欲も十分に感じられました。ご審議の程よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、広町字滝ノ久保〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は125㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。譲渡人は広島市に居住しています。申請地は、草刈りや耕耘など手を入れないと野菜栽培は難しい状況です。しかし、譲受人はやる気満々です。ご審議の程よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、広町字徳丸〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は442.61㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため贈与するもので、譲受人は継続して野菜及び果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。申請地は、譲渡人が遠方に居住し十分な管理が出来ていません。農地として再生するには、草刈り等ひと手間が必要となります。譲受人は70歳と決して若くはないのですが、やる気があります。ご審議の程よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、苗代町字長通〇〇〇番〇、地目は田、面積は643㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は業務多忙により耕作困難なため、売却するもので、譲受人は新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

神 藤 委 員：18番 神藤です。ブルーベリーを栽培するとのことでした。雑木なども生えていませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字原畑字才之原〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,764㎡の農用地区域内農地及び第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、新規就農し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、野呂川ダムに近い田原地区にあります。譲渡人と譲受人はご近所で同じ地区にお住まいです。より農地に近い譲受人が耕作を行う。良い案件だと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

- 議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字赤向坂字岡田〇〇〇番ほか4筆、地目は田及び畑、面積は合計で3,369㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、新規就農し、果樹及び野菜を作付けするものです。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、見てのとおり草が生えています。譲受人は75歳と高齢ではありますが、会社経営者です。社員を使って園地整備を行うとのことですが、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 長：果樹栽培とありますが、具体的に何を植えるつもりでしょうか。
- 亀 山 委 員：10番 亀山です。立会人（行政書士）にお聞きしたらレモンとのことでした。立地的に難しいとはお伝えしています。いずれにせよ、かんきつになるのではないのでしょうか。
- 水 場 委 員：8番 水場です。広島市中区から社員が来られるとのことですが、それは会社の経営の一環として考えているのでしょうか。
- 亀 山 委 員：10番 亀山です。あくまで、植え付けが可能になるまでの準備作業に限って、社員を使うものと考えています。
- 議 長：他にご意見はありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可と決定します。
- 議 長：次に、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
- 1番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：1番の申請地は、安浦町安登東2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は3,22㎡の第2種農地です。申請の理由につきましては、譲受人の土地の法面が譲渡人の土地に越境していることが判明し、分筆し、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 亀 山 委 員：10番 亀山です。事務局の説明があつたとおり、以前売買（分筆）した際の境界錯誤

を訂正するための申請です。拒む理由もなく、仕方ないのではないのでしょうか。ご審議  
よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町安登東4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は59㎡の第2種  
農地です。転用の目的は、隣接地の駐車場として利用するため、売買するものです。関  
係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要  
で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、写真に写っている家の右側です。本来なら、家庭菜園  
で使って頂くのが良いのですが、駐車場にされるそうです。購入者の事情もあるので仕  
方ないのではないのでしょうか。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可することと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番ほか3筆、地目は田、面積は合計  
で1,755㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するた  
め、売買するものです。規模等は、太陽光パネル196枚、発電容量47.2kwを設  
置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中  
国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をも  
って電力受給契約が成立する予定です。関係法令については、都市計画法による開発許  
可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されてお  
りません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地がある女子畑地区は農業の盛んな地域でしたが、豪雨災害で水路が壊れるなどの影響もあり、耕作されない農地が増えています。周辺に太陽光発電施設が目立つようになり今回も連鎖した形での売買のように感じています。荒れて周辺に迷惑が掛かるより、最低限の管理をしてもらった方が良いでしょうと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高本委員：6番 高本です。女子畑地区は地図（等高線）を見る限り、なだらかな田畑が広がった優良農地で女性でも作業できるので女子畑と呼ばれるようになったのかと思っています。災害があったにせよ優良農地が消えるのは残念です。

議 長：私も現地調査などで何度か伺ったことがあります。新道と旧道に挟まれるように農地が広がっており、古くからの里道をずいぶん歩いて太陽光発電施設の確認を行ったこともありました。設置業者も稲刈りが終わった田んぼを通らせていただいていたので工事の計画でした。車を横付けできる場所は、そう多くはないように思います。

高本委員：6番 高本です。南向きで日当たりも良さそうですが。

議 長：日当たりは良いかもしれませんが、標高が高く、冬は非常に寒いです。

議 長：その他ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、豊町久比字浜ノ崎〇〇〇番〇、地目は畑、面積は259㎡の第2種農地です。転用の目的は、別荘として利用するため、売買されるものです。規模等は、別荘1棟84.46㎡を整備する計画です。しかしながら、写真でお分かりのように、既に別荘として利用されていたため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：14番 大道です。申請地は、昭和58年に仮登記されています。また、5年ほど前に建て替えを行っており、今回は登記を整理するための申請です。双方了承済みで問題



は無いように思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水 場 委 員：8番 水場です。家が建てば資産税課が評価し課税する。敷地が農地であっても宅地並みの税を課すと聞いています。そうなら、資産税課が敷地のチェックを併せて行うか、家が建った旨の連絡があっても良いのではないのでしょうか。

事 務 局 長：以前、報告したことがあると思いますが、建築確認の審査要件に地目の要件は入っていません。ないものを条件に入れるのはなかなか難しいものがあると都市計画課から聞いたことがあります。当委員会から注意喚起をお願いしているのですが、昔のものはなかなか難しいようです。いずれにせよ、引き続き努力してまいります。

議 長：他にご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が4件、農地法第5条の規定による届出が5件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について7件を証明し、非農地判断について14件を通知しましたので報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：地区会の開催につきまして、説明いたします。令和5年度第1回農地集積会議及び第2回地区会を、10月の現地調査後に開催いたしますので、本日ご案内を卓上にお配りしております。第1地区は10月13日午後2時から市役所2階201会議室で、第2地区は10月16日午後2時から音戸まちづくりセンター講座室で、第3地区は10月17日午後2時から川尻まちづくりセンター4階つつじで、第4地区は10月18日午後2時から豊市民センター会議室でそれぞれ開催いたします。つきましては、別紙出欠票を10月6日までにご返送ください。よろしくお願いいたします。

事 務 局 次 長：令和5年第9回総会で「農振農用地を除外して太陽光発電施設を設置することに規制はできないのか。」という意見が出されましたが、その意見に対して事務局からご説明

します。本来なら、農振農用地区域の農地は農地として活用するのが一番望ましく、太陽光発電施設用地などに転用することには、農地を守っていく立場としていささか抵抗を感じております。自治体によっては、太陽光発電設備の適正な設置と自然環境の調和を図るために、禁止区域や抑制区域を設定したりなどして、設置の規制を条例で定めているところもあります。宮崎県綾町は、ユネスコエコパーク生物圏保存地域（豊かな自然の生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進める地域で、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が登録承認し、国内では10地域が登録されている。）については、条例で太陽光発電設備の設置を禁止しています。国のガイドライン（農林漁業の健全な発展の調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン）では、農用地区域の農用地について、農振法第13条第2項各号に掲げる要件（①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。④土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。⑤農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること。）の全てを満たす場合には、農用地区域から除外し、太陽光発電設備の設置が可能となるとされています。高齢化により農地を耕作する者が不在となり、耕作されない保全管理の農地や耕作放棄地が増加しているのに対して、新規就農者の減少や後継者不足により耕作する者が減少しているため、耕作放棄地や今後耕作される見込みのない農地については、農振農用地区域の農地から除外して、国が再生可能エネルギーの導入を促進している太陽光発電設備の設置もやむを得ないものと考えております。また、呉市においても、国の目標に準じて第3次呉市環境基本計画において、2013年度を基準として温室効果ガスの排出量を2030年度までに46%削減し、2050年度には実質ゼロを目指すことを目標にしています。太陽光発電設備の設置を推進することで、石油や石炭等の化石エネルギーが再生エネルギーに転換され、温室効果ガスの排出量の低下に繋がる効果があるので、太陽光発電設備の設置の推進も必要であると考えております。太陽光設備設置による農地転用が申請された場合は、委員の方にはこれまでと同様に、現地調査の際に、周辺の農地や担い手への農地の集積に影響が及ばないように、また、排水については水路に適切に排出する等、指導していただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議

長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議が4件ありました。9月4日に呉市オリーブ振興協議会に出席しました。9月6日に広島県農業会議現地調査が東広島でありました。先ほど話題となっていました太陽光発電施設の確認です。これは、農業用の太陽光発電で、その下で榊を栽培する計画です。先月と今月だけで2haを超える計画が出ており今後も続きそうな雰囲気です。9月7日には新任委員で出席された委員もおられました「新任の農業委員会、推進委員ブロック研修会」に理事として出席し挨拶をさせていただきました。9月15日は広島市で開催された常設審議会に出席しました。以上4件、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和5年第11回総会は、10月31日 火曜日 午後2時 から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和5年第10回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時40分)

以上は、令和5年第10回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 5 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

.....

呉市農業委員会 委 員

.....

呉市農業委員会 委 員

.....